

江府町規則第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係細則の整理に関する規則の制定をここに
公布する。

令和 7 月 5 月 2 2 日

江府町長 白石祐治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係細則の整理に関する規則

(江府町児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 江府町児童福祉法施行細則(平成29年3月29日規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式第14号(第11条関係) 様式名 特例による障害児通所給付費利用者負担額減額・免除認定証 (裏面) 注意事項 1 ～ 4 (略) 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として <u>拘禁刑</u> の処分を受けます。	様式第14号(第11条関係) 様式名 特例による障害児通所給付費利用者負担額減額・免除認定証 (裏面) 注意事項 1 ～ 4 (略) 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として <u>懲役</u> の処分を受けます。

附 則 (令和7年規則第8号)

(施行期日)

この規則は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

様式第14号(第11条関係)

特例による障害児通所給付費利用者負担額減額・免除認定証

(表面)

特例による障害児通所給付費利用者負担額減額・免除認定証										
交付年月日 年 月 日										
受 給 者	番 号									
	住 所									
	フ リ ガ ナ									
	氏 名									
	生 年 月 日	年 月 日								
	適 用 年 月 日	年 月 日から								
	有 効 期 限	年 月 日まで								
減 額 ・ 免 除 認 定 事 項	給付率 /100									
支 給 市 町 村 名 及 び 印										

(裏面)

注 意 事 項

- 1 障害児通所給付費を受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 2 障害児通所給付費を受けるときに支払う金額は、サービス費用からサービス費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
- 3 減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を町に返してください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、町にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

(表面)

特例による障害児通所給付費利用者負担額減額・免除認定証												
交付年月日 年 月 日												
受 給 者	番 号											
	住 所											
	フ リ ガ ナ											
	氏 名											
	生 年 月 日	年 月 日										
	適 用 年 月 日	年 月 日から										
	有 効 期 限	年 月 日まで										
減 額 ・ 免 除 認 定 事 項	給付率 ／100											
支 給 市 町 村 名 及 び 印												

(裏面)

注 意 事 項

- 1 障害児通所給付費を受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 2 障害児通所給付費を受けるときに支払う金額は、サービス費用からサービス費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
- 3 減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を町に返してください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、町にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。